

下越福祉行政組合条例第2号

下越福祉行政組合監査委員条例の一部を改正する条例

下越福祉行政組合監査委員条例（昭和46年新潟県下越福祉厚生施設一部事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地方自治法」を「監査委員は、地方自治法」に、「行なうときは、監査委員はそのつど」を「行うときは、その都度」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、緊急監査の必要があるときは、この限りでない。

第3条中「監査の期日前5日」を「その都度期日を指定し、その期日5日前」に改め、「対し」を削る。

第4条の見出しを「（例月出納検査）」に改め、同条中「出納例月検査は、25日に行なう」を「出納検査は、毎月25日にその前月分についてこれを行う」に改め、同条ただし書中「日が」の次に「下越福祉行政組合の休日を定める条例（平成3年下越障害福祉事務組合条例第1号）第1条第1項に規定する」を加え、「当るとき、」を「当たるとき」に改める。

第5条中「法第233条第2項」を「監査委員は、法第233条第2項」に、「意見書は」を「意見書を」に改める。

第6条中「並びに」を「及び」に改める。

第7条第1項中「法第243条の2の8第3項」を「法第243条の2の9第3項」に改め、同条第2項中「法第243条の2の8第8項」を「法第243条の2の9第8項」に改める。

第8条中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。